

船橋市教育委員会会議 7月定例会会議録

1. 日 時 令和2年7月16日(木)
開 会 午後 1時30分
閉 会 午後 3時20分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生
管理部長 大 竹 陽 一 郎
学校教育部長 磯 野 護
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
教育総務課長 齋 藤 太 郎
学務課長 日 高 祐 一 郎
指導課長 大 野 等
総合教育センター所長 小 林 英 俊
社会教育課長 牟 田 重 実
青少年課長 加 藤 宏 之
西図書館長 柴 山 和 香 子
保健体育課主幹兼課長補佐 高 橋 和 宏
児童生徒防犯安全対策室長 高 山 和 樹
5. 議 題
- 第1 前回会議録の承認
- 第2 議決事項
- 陳情第 9号 オンライン授業導入に関する陳情について
- 陳情第10号 学校生活における教育環境の改善に関する陳情について
- 議案第40号 船橋市学区審議会委員の委嘱について
- 議案第41号 船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理報告

報告第 6 号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

第4 報告事項

- (1) 令和2年第1回船橋市議会臨時会の報告について
- (2) 金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について
- (3) 中止が決定している行事等について
- (4) 令和2年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (5) 令和2年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (6) 船橋市立塚田南小学校の校歌について
- (7) 警報等発令時の学校対応表について
- (8) 一宮少年自然の家指定管理者募集要項の変更点等について
- (9) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、佐藤委員が所用により欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

6月18日に開催しました教育委員会会議6月定例会の会議録をお手元にお配りしていますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名の方より申出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております、傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第40号及び第41号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、報告事項（4）から報告事項（8）については同規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項（9）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

陳情第9号について審議に入ります前に、船橋市教育委員会会議規則第27条「会議において必要があると認めたときは、教育長は、請願をした者に対し出席を求め、指定した会議の席で、その趣旨を述べさせることができる。」と規定しております。

つきましては、陳情した者に対し、会議への出席を求めるかお諮りいたします。ご意見をお願いいたします。

【小島委員】

この件につきましては、内容からして陳情者の願意が理解できますので、あえて出席を求める必要はないものと考えております。

【教育長】

よろしいですか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

それでは、これより陳情第9号の審議に入ります。

内容につきましては、既にご確認いただいていることと存じますが、何かご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

【鎌田委員】

いただいている陳情の各項目について、現在の市の状況を教えてください。

【指導課長】

指導課から、陳情の報告に関してのご説明をいたします。

陳情の2ページからをご覧ください。

具体例の①でございます。双方向Web会議システムを使用した双方向オンライン授業につきましては、臨時休業になった場合について、中学校3年生及び小学校6年生において実施することを考えています。そのために、教育委員会といたしましては、学校に双方向オンライン授業が実施できるよう支援してまいります。

ただし、回線やアカウントの条件もありますので、時間を短く区切って実施する授業を想定しております。

続きまして、②の授業LIVE中継です。これにつきましては、教師だけの画像及び音声の配信であれば可能であると考えています。ただし、児童・生徒の画像及び音声配信されてしまうことを考えますと、例えば虐待等で避難してきている児童・生徒等、個人情報保護の視点で配慮しなければならないことを考えますと、難しいと思われれます。

③の授業動画配信、これにつきましては、授業動画を配信することは可能です。実際に休業期間中に学校独自の動画を配信している学校もございました。

ただし、全家庭で通信環境が整っていないことを考えますと、やはり紙による課題との併用であることもしくはないかなと思っております。

続きまして、④電話・メール・双方向Web会議システムを利用した担任・教科担任によるサポート、これにつきましてはです。

電話や家庭訪問による担任によるサポート、こういったことは実施しております。また、個別の対応であれば双方向Web会議システムは実施できます。メールやLINEについて、保護者とのやり取りであれば可能ですが、やはり児童・生徒との直接のメールあるいはLINEのやり取りについては、不祥事根絶の観点からも禁止されています。

続きまして、⑤のオンライン学活／オンラインホームルームです。これにつきましては、小学校6年生及び中学校3年生は、通信環境が整わない児童・生徒に端末とルーターを貸し出したことにより、例えば再度の臨時休業となった場合は、休業期間中の好事例、こういったことを紹介しながら実施する必要があると考えております。そのため、教育委員会といたしましては、学校に双方向のオンライン学活等を実施できるよう支援

してまいります。

続きまして、⑥のオンラインでの出席確認及び⑦のオンラインでの健康観察、これにつきましては小学校6年生及び中学校3年生は、先ほど説明したとおり、通信環境が整わない児童・生徒に端末とルーターを貸し出したことにより、再度の臨時休業となった場合は、やはり同じように休業中の好事例を紹介しながら実施する必要があると考えております。そのため、⑤で説明したとおり、教育委員会といたしまして、双方向のオンライン学活等を実施できるよう支援してまいります。

続きまして、⑧の課題の指定です。これにつきましては、学校ホームページ等を利用したオンラインでの課題の提示、これは現在でも行っております。ただし、ホームページを閲覧できない家庭もございますので、メールや電話等での個別に対応しているところであります。

続きまして、⑨課題の受領につきましては、学校ホームページ等から課題プリント等をダウンロードできるようにしている学校もあります。また、ホームページを閲覧できない家庭、プリントアウトができない家庭につきましては、やはり個別での対応となっております。

続きまして、⑩の提出課題の評価、これについてです。全学年の児童・生徒の通信環境が整っているわけではありませんので、再度の臨時休業に入った場合に向けて、やはりオンラインでの課題提出、これができないかどうかということで研究してまいります。

⑪のオンラインドリル、これにつきましては、「ジャストスマイルドリル」と「ドリルパーク」、これについては8月までの無料期間となっております。各校の判断で、課題として取り組んでいるところでもありますけれども、9月以降は有料になるため、無償でできるドリル等はないか、引き続き研究してまいります。

私からは以上です。

【総合教育センター所長】

続いて、説明させていただきます。

2の「専門チームの組織」についてご説明いたします。

現在、教育委員会内にGIGAスクール構想検討委員会を立ち上げまして、文部科学省のGIGAスクール構想による1人1台端末への準備をしているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策のためのオンライン授業の準備とGIGAスクール構想の準備を並行して行う必要がありますので、GIGAスクール構想検討委員会を拡大して対応していく予定でございます。

なお、オンライン授業の実施においては、機器の操作に不慣れな教員もいますので、教育委員会としましては、オンライン授業が実施できるよう、研修等で支援してまいります。

続きまして、5番の「GIGAスクールサポーターおよびICT支援員の配置」につ

いてご説明させていただきます。

I C T支援員の配置につきましては、その必要性については十分認識しております。昨年度まで、情報教育のモデル校であった坪井小学校にI C T支援員を配置しておりましたので、配置の必要性や形態等の検証を踏まえ、関係各課と協議して進めてまいりたいと考えています。

G I G Aスクールサポーターにつきましては、業務の範囲が、I C T環境整備の設計、工事や納品の対応、児童・生徒の使用マニュアルの作成等となっております。

I C T環境整備の設計につきましては既に完了しております、工事につきましては業務委託で行います。納品管理につきましても、業者が充電保管庫を各教室へ設置するまでのことを想定しております。児童・生徒の使用マニュアルの作成につきましては、現在、研究校に配置しておりますI C T支援員に作成を依頼し、完成したものを全員に周知をしていきたいと考えております。

【指導課長】

戻りまして、3の「出席の取り扱い」についてご説明いたします。

これにつきましては、文部科学省、こちらの通知にのっとり、欠席扱いとしない、いわゆる出席停止扱いとしているところでございます。

4番の「自宅でのオンライン学習ができない児童生徒の受け入れ」についてご説明いたします。

自宅での環境が整っていない児童・生徒へは、個別の対応になります。5月までの臨時休業時にも、個別の対応を行っていた学校もあります。また、差別や偏見につながる可能性もありますので、教育委員会からは、オンライン学習ができない児童・生徒を学校で受け入れる、このような通知は難しいと考えておりますが、児童・生徒や保護者からの相談等に学校が個別に対応することは可能であると考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】

以上のような説明ですけれども、もし何かありましたらお願いします。

【鎌田委員】

現状と検討中のもののご説明、よく分かりました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

あと、臨時休業中の対応につきましては、私もこれまで報告を受けてきましたが、私立の学校や塾などでは、既にオンライン授業が実施されていると思います。公立の学校では、家庭の状況も異なり、オンライン授業の実施は難しいかなというふうに理解しております。

大学などでも、お父さんもオンライン会議中で、オンラインの使用が子どもと重なるなんていうことになって、スペックオーバーになっているなんていうようなことも聞いております。

船橋でも、学校が再度臨時休業になった場合には、オンライン授業の実施が必要と考えますが、現在の第2波の備え等の進捗状況の説明をお願いいたします。

【指導課長】

委員から今お話がありましたけども、再度の臨時休業になった場合についてですが、中学校3年生及び小学校6年生においてオンライン授業が実施できるよう、全校にZoomのアカウントを配布いたしまして、オンライン授業実施マニュアル、そういったものを作成したところでございます。

臨時休業への備えとしまして、職員の研修、児童・生徒への指導、保護者への協力依頼等の実施についても、学校に通知済みでございます。

今後、臨時休業措置となった場合、どの学校でもオンライン授業が実施できるよう支援してまいりたいと考えております。

なお、先日、二宮小学校、また市場小学校において臨時休業措置をしましたが、その際、6年生においてオンライン授業を実施したことを申し添えます。

以上でございます。

【鎌田委員】

大体分かりました。

【教育長】

ほかに何かありますか。

【小島委員】

私も保護者として思うところを述べさせていただきます。

まず、授業のライブ配信ですとか、あと双方向、肖像権とか個人情報の保護という意味では、あと、もちろん機器とか回線のトラブルですね、こういうものの対応が必要になるところと考えると、技術的にはある程度既に可能なところは出ているという話ではあるんですけど、小・中学生が保護者のサポートなしにぱっとできるかという、そういう意味では、各家庭の状況を見ると、現実的には実施は厳しいところはあるんじゃないのかなと推察します。

もちろん、保護者のほうでやってほしいという思いもあるんですけども、やっぱり現実問題どうなのかなというところと、保護者のサポートがあれば、恐らくある程度のことではできると思うんですけど、短期間とか短時間ならともかく、全ての授業をライブ

配信ですとか双方向でやるという話になってしまうと、健康上の問題も指摘され始めているところでもあるので、やっぱり不適切な部分が出てきてしまうんじゃないのかなと思います。

ただ、逆に、オンデマンド配信による学習動画での学習というのは、確かに連休期間中も休業期間やっていたところでもありますので、教科書を読むだけというよりは、やっぱり学習面の効果としては得られるんじゃないのかなと思うので、これは逆にもうちょっと充実させたほうが実際問題としてはいいのかなと個人的には思います。

あと、理解の程度で見ると、双方向にしたら、またどうなるのか分からない部分もあるんですけども、先生が子どもたちの様子をちゃんと見た上で、次回に学校に来てもらって、様子を見ながら、ちゃんと補足の説明を付け足したりだとか、クラスメートが答える内容を聞いて理解を深めるとか、もちろんグループで学習したりとか、やっぱり生の授業のもたらすものというのはすばらしいものだったんだなというのを、逆にこの休業期間中に感じたところでもありましたので、何となくオンライン、オンラインで全て片がつく問題のように捉えるのはやっぱりよくないのかなと思っています。

なので、あくまで臨時的な意味合いという意味では、やっぱり学習動画ですとか、宿題の提出というのをベースに学習は続けて、あとはオンラインで個別のフォローができるのが、現状からは一番現実的で望ましいのかな、そういうのだったら、働いている保護者であっても何とかできる部分があるかなと思います。

そういう意味では、陳情の趣旨、本当にすごい共感できる部分たくさんあるんですけども、一部もう既に実施されていたりですとか、そういうのも含めて、もう少し吟味が必要なんだろうなと思います。

あと、ここからは意見にもなってしまいうんですけども、実際のところ、双方向のオンラインによるコミュニケーションの能力というのは、これから先、子どもたちに、全ての人に必要になってくる能力ではあるので、それを学校にいるうちに自然に体験させておくということも大事だとも思いますので、コロナの話だけではなくて、災害時ですとか、ほかの感染症による学級閉鎖ですとか出席停止ですとか、いろんな理由で登校できない場合というのはありますから、そういったときに、オンラインで何かしら助けになるところというのは、今後も研究が必要だと思いますし、思い切った実施も必要だと思いますし、そういったようにいつでもオンラインへの切替えに対応できるような、避難訓練のような、オンライン訓練みたいなものを常時取り入れていく必要があるんじゃないのかなと思います。

既に幾つかもう事例も出てきているようなので、そういうものを分析して、どんどん活用していただきたいというのと、あと、実際私が子どもを見て、体験したところで、やっぱり休校中の学習については、例えば時間割どおりに過ごしてみるとか、一遍に課題を与えるよりも、この日はこういうのをやるといいんじゃないかなといった、そういう提案があるかどうかで大分差が出ると思います。後半はそういう提案があったようで、

前半は特にそういうのもなく、夏休みの宿題のような、ぱっとドリルとかを渡されたようなのですが、そこで比較すると、やっぱりそういうリズムをつくる大事さだとか、そういうところについて何か工夫するほうが、これからの臨時休校のときには有益だと思います。

今回いろいろ保護者の方とお話しする機会があったりしたんですけど、どうもやっぱり学校によってその辺の対応って違っていたようなのかなと思ったので、こういう工夫で、こんな声があったよとか、そういったものを教育委員会がハブとなって情報を共有することでもうちょっと、この陳情も多分そういう不安感、何かちゃんとやってくれないんじゃないかというところが出発点なんじゃないかと思うので、そういうところを考えて、この学校はたまたまこうだったとかというのではなくて、いいと思うところをどんどん取り入れて、子どもたちの学習に影響のないようにしていただきたいなと思っています。すいません、長くなってしまいました。

【教育長】

いえいえ、ご質問はよろしいですか。

【指導課長】

指導課長です。

まずは、保護者目線での貴重なご意見、どうもありがとうございます。

先ほどのライブ配信ということですが、やはり委員ご指摘のとおり、難しいというふうに考えております。先ほどもご説明しましたとおり、学校では様々な事情を抱えた児童・生徒がおります。そういったところでも、やはり児童・生徒、画像、音声は一切入らずに授業することというのは不可能というふうに考えております。

また、委員のご意見のところ、教育委員会がハブになって情報共有することということで、やはりなお一層現場に寄り添って支援してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【教育長】

ほかに何か。

【鳥海委員】

小島委員のおっしゃられたこととかなり重なるんですけども、まず、陳情のICTを活用した学びの保障、これは本当にすべきことではありますが、やはり個人情報等々、あるいはできることとできないことが現状であるだろうと思います。ですから、できることはやっていくけれども、すぐにイエスということではなくて、もう既に始まっているわけですね。

特に、上げていただいた2から5の陳情の内容については、国からの通知にのっとってもう扱っているものもあります。プロジェクトチームをつくっているものもあるという、そういう中で、進めているけれども、すぐに入っているわけではなくて、おっしゃることはごもっともだけども、まだまだ練らなければいけない点が、この中にもありますけれども、なかなか通信環境等が整わなかったりするときに、個別の対応するという案ですね。

そこは苦肉の策かもしれないけれども、実はその中で、万が一虐待等々、家庭の中の問題で子どもが苦しめられたとき、恐らく学校が救いになっていました。その救いを失う可能性に関して、この個別に対応するというほうが絶対にそこに気がつけるし、オンラインという形で双方が可能になったときに、僕は勉強よりも一番役に立つのが、オンラインミーティングだろうな、クラスのミーティングだろうなというふうに、先生が顔を見て、笑顔を見てということのほうがもう第一だし、また、そういったこともどんどんできるように、今、まさに進めている最中なんだということで、今回はできることから始めている、他のことについては慎重でなければいけないという立場でいいんじゃないかと思います。

【教育長】

ほかに、何かありますか。よろしいですか。

それでは、これより挙手によって採決いたします。

陳情第9号、オンライン授業導入に関する陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第9号につきましては、不採択とすることと決しました。

続きまして、陳情第10号の審議に入りますが、審議に入る前に、陳情者に対して出席を求めるか、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

【鳥海委員】

これは、本当に内容がある意味ごもっともで、これもまた宿題だったんですけれども、陳情者のおっしゃりたいことというのは非常によく分かるので、ご出席いただかなくてもいい内容かと思います。

【教育長】

はい、ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、陳情した者に対し会議への出席を求めないこととしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

それでは、これより陳情第10号の審議に入ります。

陳情第10号につきまして、何かご意見、ご質問があったらお願いいたします。

小島委員。

【小島委員】

一部は先ほどのものとかぶっている内容も多いので、それとは違うところについての説明をお願いしたいかと思うんですけれども、体調に応じてオンライン授業とか通常登校を児童・生徒が選択できるですとか、安全配慮についてというところについて、実際の状況を教えていただければと思います。お願いします。

【指導課長】

では、指導課から、③の「体調等に応じてオンライン授業、通常登校を児童生徒ができるようにする。」このことについて説明いたします。

オンライン授業、こちらのほうを選択した児童・生徒につきましては、自宅等でやはり授業のライブ配信、こういったところを受けることとなりますので、先ほどの陳情で回答した理由のとおり、難しいというふうに考えております。

以上でございます。

【保健体育課主幹】

保健体育課からご返答申し上げます。

まず、2の「安全配慮について」の①学校消毒における専門業者への受託について説明いたします。

千葉市で既に実施していることから、その実施状況等を情報収集するとともに、現在、各学校のトイレの数を調査し、効果的な運用を図ることができるか、また、そのような業務委託をする場合、どれぐらいの費用がかかるか、確認し検討しているところでございます。

続きまして、②保護者判断による熱中症対策グッズ使用許可及び各学校保護者への通知についてご説明いたします。

ここでは、日傘及び携帯扇風機の使用という具体例が出ておりますが、学校からも同様の問合せが数件ございました。基本的には、ご家庭で必要であると判断した熱中症対策については、安全面と他の児童・生徒への学校生活に支障を来すことのないものについては認めております。

続きまして、塩あめ、塩分タブレットの持込みについてご説明いたします。

このことにつきましては、船橋市小中学校体育連盟の会議におきまして、塩あめや塩分タブレットの携帯が話題になっておりました。土日の部活動においては、積極的に携帯させて構わない旨確認しております。

次に、授業中の水分補給についてご説明いたします。

水分補給については、授業中においても積極的に水分補給をさせること、また、低学年ではなかなか自分からというのが難しいので、教師側が定期的に声をかけて、給水タイムを設けることをお願いしております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

以上の説明ですけど、ほかに何か、委員さん、ありましたらお願いします。

【鎌田委員】

関連して伺いたいんですけども、学校の消毒につきましては、スクールサポートスタッフの活用であるとか、PTAや地域の方々の協力を依頼するというふうに聞いておりますけれども、それは今、現状どうなっていますでしょうか。

【保健体育課主幹】

現在、県に1校1名のスクールサポートスタッフをお願いしているところでございますが、まだ、現状は回答を得られていない状況です。

また、PTAの方々の協力については、校舎の立地条件、教職員の数によっては、PTAの方々にお願いすることにより、かえって教職員の負担が増えてしまう学校もございますので、学校ごとで協力を依頼している現状です。6月現在で10校、依頼している学校がございました。

また、地域の方に依頼することについては、様々な方が学校に出入りすることで感染症拡大のリスクを高めることを懸念している校長先生方も多くいらっしゃいますので、現状では難しい状況にあります。

【鎌田委員】

はい、了解です。

【教育長】

ほかに、何かございましたらお願いします。

【鳥海委員】

千葉市で業者に業務委託しているというお話が出ていますけれども、その内容ってどんな感じになっていますか。

【保健体育課主幹】

6月29日から7月31日の1か月間を予定しているそうです。1校当たり、週2回業者が入ります。残りの3日間につきましては、通常どおり教職員が行うということです。

消毒の実施時間ですが、放課後、児童・生徒が下校してからの実施ではなく、児童・生徒がいる日中から行うそうで、業者が消毒作業を行った日については、その後、教職員による消毒は行わないと聞いております。

以上でございます。

【教育長】

ほかに。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

予算がかかってしまうことですので、予算のかからないスクールサポートスタッフ以外の検討とか、コロナに対して有効な方法って実は幾らでもあることですし、また、注意しなければいけないことも幾らでもあります。その辺は、練っていくことによって、専門業者じゃなくてもできることは比較的簡単にあるかと思えます。

船橋はトイレが遅れていますが、トイレの蛇口ですね、あれも自動でというのは、大してお金かからないですから、かなりの予算が組まれている中で、直すトイレに対してはああいったものにするとか、これからできる対策は幾らでもありますし、また、医療スタッフでできる無料でというのもできるかもしれません。

それで、一応検討していただければと思うんですが、現段階の内容とかって何かありますか。

【保健体育課主幹】

感染症対策というところでは様々な状況があると思うんですが、まず、教職員の負担を軽減しながらも効果的なそういう感染症対策を行っていかねばならないと考えて

おります。この感染症対策については、日を追うごとに明らかになってくる内容がございますので、消毒作業につきましても効果的に、また、プラスして教職員の負担にならないような、そういう状況をこちらのほうで情報収集いたしまして、随時改定しております。

現在、健康観察をしっかりと行った上であれば、教室・廊下の掃き掃除や自分の机の水拭きは児童・生徒が行っても大丈夫であるとの見解を得ておりますので、そういう部分において若干の教職員の負担軽減を図りながら、感染症予防に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

【教育長】

では、ほかに何か、委員さん、ありましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

「新しい生活様式」で、例えばマスクの着用等が示されていますけれども、今年の夏は、この生活様式を踏まえながら、熱中症対策が重要になってくると思います。現状、この辺はどのような手だてを講じているのか、教えてください。

【保健体育課主幹】

特に、熱中症対策について、マスクの着用については、登下校時、ソーシャルディスタンスの確保、それと会話をしないことをしっかりと児童・生徒に指導した上で、マスクを外しても構わないこと、また、同様の条件の下、学校の教育活動中、教師が声かけをして、マスクを外して休憩する時間を設けるなど、熱中症のリスクが高い場面において、身を守る行動を優先するようにお願いしております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【鎌田委員】

はい。

【教育長】

ほかに、何かありますでしょうか。

【指導課長】

先ほどの保健体育課主幹から説明がありましたPTAへの協力依頼、そのところですけども、指導課も関わっていますので、追加で説明いたします。

6月10日の調査時点で、10校ということでありました。再度、6月26日、この時点で8校増えまして、計18校やっているというところで、付け加えさせていただきます。お願いします。

【教育長】

ほかにございませんか。何かご発言があればお願いいたします。

【小島委員】

分かっているところ、ある程度のところは既にもう実施済み、あるいはもうネットをやっているほうが多いような部分はあるのと、ICT関係については、先ほどのと同じ問題もあるというところなので、そういう意味で、ICTの部分はやっぱり全部やるのは難しいのではないかと思います。

安全対策については、できる範囲ではやっていただいているという理解になるのかなと思いました。

【教育長】

はい、ありがとうございます。

ほかに、何かご意見ありますか。

【鎌田委員】

ICTを活用した学びの保障というところですが、私自身も、大学ですが、教育等の研究、特に教育でもICTを活用したということになります。本当にいろんな可能性があり、いろいろチャレンジャブルなことがあるなと思う一方で、実際やってみると、様々な問題、課題が見えてくるというのもその一方であるなというふうに感じております。

以上です。

【教育長】

はい、ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより挙手によって採決いたします。

陳情第10号、学校生活における教育環境の改善に関する陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第10号につきましては、不採択とすることと決しました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第6号について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告第6号、船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は、本冊の27ページ、本日、訂正でお配りいたしました差し替え用の資料1枚になりますが、こちらをご覧ください。

まず、本規則制定の理由をご説明いたします。

近年、金杉台中学校の統合やGIGAスクール構想の実現に向けた取組など、教育委員会内において部や課を横断する重要な施策が増加しております。また、新型コロナウイルスの感染症対策に係る予算執行をはじめ、教育委員会内での総合調整が必要となってきました。

このことから、今後は、管理部においてこれらの総合調整を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第11条の改正については、管理部の分掌事務を追加するものでございます。

第2号に「重要な教育施策の企画立案及び予算執行の総合調整に関すること。」を追加し、管理部において総合調整を行うことを明確にいたします。

続いて、第12条の改正については、管理部各課の分掌事務を追加するものです。

教育総務課については裏面28ページ、第11号に、また、施設課については第14号に、それぞれ「重要な教育施策の企画立案及び予算執行の総合調整に関すること。」を追加するとともに、学校施設に係るものについては施設課が担当し、そのほかのものについては教育総務課が担当することを明確にしております。

なお、今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の対応でありましたことから、教育委員会組織規則第3条の2第1項により、教育長の臨時代

理にて6月19日付で施行されていることをご報告いたします。

ご説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、管理部、報告願います。

【管理部長】

それでは、報告事項（1）、令和2年第1回船橋市議会臨時会についてご報告いたします。

本冊の引き続き29ページ、ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算の審議のために、市議会臨時会が開催されました。

会期につきましては、記載のとおり、当初、令和2年6月25日から7月7日までの13日間でしたが、審議が終了したことから、6月30日に閉会となりました。

続いて、（2）議案等についてです。

今回につきましては、令和2年度船橋市一般会計補正予算のみという形になります。

こちらにつきましては、小・中学校全校、それから特別支援学校の高根台校舎、この給食調理室に、1校につき3台ずつスポットクーラーを設置するというものの予算でございます。

これにつきましては、国の2次補正によりまして、この補助金を活用いたしまして、給食調理員の熱中症対策を目的として購入するものでございます。

（3）議案に対する主な質問事項、29ページから30ページにかけまして記載させていただきました。

6月26日に議案質疑が行われまして、7人の議員の方からご質問がございました。その概要につきましては、ご覧のとおり整理しておりますので、後ほどご質問等いただければと思います。

続いて、30ページの（4）各委員会及び本会議採決結果でございます。

こちらは、予算決算委員会、それから本会議とも6月30日に採決されまして、どちらも全会一致で可決となりました。

なお、予算後の今の事務執行でございますけれども、昨日までの間に契約事業者が決定いたしまして、夏休み後の学校再開となります8月18日から授業が再開いたしますが、それまでには給食調理室にスポットクーラーが設置できるという見込みになっていることを、併せて申し添えさせていただきます。

以上でございます。

【教育長】

以上、ご報告ありましたが、何か質問、ご意見ございますでしょうか。

小島委員。

【小島委員】

質問事項の中にスポットクーラーを災害時に体育館で使用することは可能かという質問がありますが、これに対する回答内容と、例えばどこかの空調がおかしくなったときに、その場所に持って行って、給食室使っていない間に使うという意味になるんでしょうけれども、そういうやり方が可能なのか、教えていただければと思います。

【管理部長】

質問に対して、私のほうから議会で答えさせていただきまして、やはり緊急時の災害時に体育館が避難所となっておりまして、体育館には空調設備がございません。スポットクーラーは、あくまでスポット的なことで、部屋全体を冷やすまでには至らないんですけども、その使い方につきましては、危機管理部門のほうからも相談を受けていますので、前向きに検討していきますという形でご答弁させていただいております。

使われ方については、今後、具体的に協議をしていきたいと思っています。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

【小島委員】

はい。

【教育長】

ほかに、何かありますか。

【鳥海委員】

前回は申し上げましたが、スポットクーラーは本当にうれしくてですね。給食室、本当はつり下げ式の空調が欲しいんですけども、莫大な予算がかかるということで、何年も何年も職場巡視、いわゆる産業医の役割を我々がさせていただいている中で意見を述べさせていただいていたんですけども、何か言うとお金がない、お金がないだったんですけども、お金がないで何にもやらないのは、やる気がないと言っているのと

同じだということはずっと言ってきた中で、できることをやっていただいたのは、すごくうれしく思っています。

実際に私が担当しているところの給食室の先生なんか、給食の調理の方も熱中症ぎみになって倒れかけたりとか、医療機関に行かれたりとかという事案も結構あるんですけども、どんどん暑くなるので、9月に導入できているのはすごく早くていいです。今年もとにかく暑いですから、非常に喜んでおります。

それで、せっかく「スポット」なので、いわゆる災害救護所として学校が使われるということが決まっておりますので、病院の中に入れずに、災害のときには病院前救護所にして、軽症の人の消毒か何かを学校の保健室を使ったりとか、あるいは体育館等々もお借りしなければいけないことが出てくると思うんですね。そういう中で、場所を変えて利用できるというのは非常に大きな利点です。

ただ、そこで、一応保健所でも我々でも、ある程度のアドバイスを求めていただいて、移動した後、また保健室に戻すときに、どのような形で戻せばいいのかということをごすね。そこはきちっとしたマニュアルをつくって、それを守っていただいて、衛生を守りながら活用していただくということで、大いに活用していいんじゃないかなと思います。

以上です。

【教育長】

はい、ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。よろしいですか。

続きまして、報告事項（2）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項（2）、金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について。

資料は、別冊2の1ページをご覧ください。

「第1回船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会の開催結果」についてご報告します。

1に記載のとおり、今月8日水曜日、金杉台中学校を会場に第1回の統合準備会を開催いたしました。

当日の出席者は18名でございます。

次に、3の（1）統合準備会の設置目的等は、記載のとおりでございます。

続きまして、（2）当日は、御滝中学校に統合となる令和5年4月までに、金杉台中学校に入学する現在の小学5、6年生の対応について、あらかじめ教育委員会内で、関係各校のご意見を伺いながら整理した諸課題を、統合までの間の入学等対応策案としてご説明いたしました。

主な説明内容としては3点ございます。

金杉台中学校に入学した生徒は、統合時に一斉転校とするが、統合時の転校を望まない児童については、通学指定校変更による御滝中学校への入学を認めます。

統合前、統合後に生徒が着用する制服は、金杉台中学校、御滝中学校のどちらのものでもよいです。

そして最後、両校の教育課程や学校行事等を調整して、交流事業を計画するというものがございます。

続きまして、(3) 入学等対応策案へのご意見及び現時点での進学先や統合に向けての不安などを把握するため、記載のとおり、対象となる児童の保護者に対し、進学先に関するアンケートを明日から実施いたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

統合準備会では、(4)に記載のとおり、教育課程や部活動など、各学校内や学校間で検討していただく事項についても確認させていただきました。

なお、(5)に記載のとおり、統合準備会での検討内容について、保護者へお知らせすべきとのご意見をいただきましたので、早速、統合準備会だよりとして関係校の児童・生徒に配布し、情報提供を図ってまいります。

最後に、4、第2回統合準備会は、8月24日の開催を予定しており、内容としては、これからやるアンケートの実施結果を踏まえ、統合までの間の入学等対応策案についての整理を考えております。

続きまして、資料の3ページから4ページはアンケートの概要、5ページから12ページは実際に配布するアンケートのご案内と質問・回答用紙となります。また、13ページから14ページには、統合準備会だよりを添付させていただきました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月末に開催を予定していた地域説明会での統合方針の説明が延期となるなど、現在、地域の方々へ統合に向けた検討状況を周知することが難しい状態が続いております。このため、地元である高根・金杉地区及び二和地区の自治会の自治会連合会長にご意見を伺ったところ、町会関係者への説明の場を設けることは困難ではあるが、回覧等による周知には協力するという旨、ご了承いただいております。

現在は、市からのお知らせの町会への配布、回覧物等の送付は自粛、制限中でございますが、状況を見ながら地域の方々へも周知を行ってまいりたいと考えております。

ご報告は以上ではございますが、この内容につきましては、来週20日の月曜日に開催されます文教委員会でもご報告させていただくことを申し添えます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【小島委員】

アンケートの中にもある制服バンクというもの、私もチラシでつい最近ちらっと見て、あれ何だろうと思ったようなものでもあるので、どういうものなのか分かる方、説明していただければ。民間がやっているものかなと思ったんですが、説明をお願いします。

【指導課長】

制服バンクにつきましては、リサイクルした制服、そういったものを安く譲るというようなことで、そういったことを行っている組織であります。

以上でございます。

【小島委員】

NPOですか。あと、船橋市内限定でやっているもののチラシを、ちらっと見たような気がするんですけども、何かその辺分かりますか。

【指導課長】

現況はそういったところで、私も詳細は調べていないんですけども、船橋市のものでございます。

以上です。

【教育長】

ほかに、何かありますか。

それでは、続きまして、報告事項（3）について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

本冊の最終ページ、31ページをご覧ください。

総合教育センターの中止が決定している行事について報告いたします。

算数・数学チャレンジふなばし及び船橋市特別支援教育振興大会教育講演会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため中止といたしました。

以上でございます。

【教育長】

何かご質問がありましたらお願いします。

【鎌田委員】

この行事は毎年注目していて、大変効果の高い、意欲のある子をどんどん伸ばしてい

けるような、すばらしいものだと認識しています。行事中止はやむなしということなんですけども、行事から何か代替になるようなものを行うというのはあるんでしょうか。

【総合教育センター所長】

ご質問の内容ですけれども、委員または総合教育センターで検討をして、算数・数学チャレンジふなばしは、できる子のための行事でありますので、それ以外に全市的に算数・数学に取り組めないかということも考えたんですけども、今年につきましては授業進度を進めるということもありまして、内容につきましては中止ということで、検討のみで終わっております。

以上でございます。

【鎌田委員】

はい、ありがとうございます。

【教育長】

分かりました。ありがとうございます。

ほかにありますか。

続きまして、報告事項（９）、その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

【学校教育部長】

それでは、随時、委員の皆様には電話で連絡をさせていただいたんですが、今回、二宮小学校と市場小学校が臨時休業したことについて、ご説明をさせていただければと思います。

まず、二宮小学校につきましては、7月6日に児童の感染が確認され、家庭内の感染であったということでございます。その中で、コロナ対策会議の中で、保健所とも相談の上、感染経路の調査とか濃厚接触者の特定とか、あとは校内の消毒、PCR検査をどこまで行うか等、その期間を鑑みて、4日間の臨時休業でそれについては全て対応できるだろうというところの確認の下、7月7日から7月10日まで、火、水、木、金の4日間、学校を臨時休業させていただきました。

再開は7月13日の月曜日に設定しましたが、条件としては、PCR検査を受けた児童等が全員陰性であるという条件で考えておりました。クラス全員、そして担任がPCR検査を受けまして、全員陰性であったということで、無事に校内の消毒も終わりましたので、予定どおり7月13日から学校を再開しているところでございます。

先ほどの陳情の中での説明でもございましたが、7月8日、9日、10日の3日間については、二宮小学校についてオンラインの授業を行ったということで、スタートのと

きは、やはり子供のほうがパソコンを使い慣れているような状況もあって、「先生、声が聞こえないよ」とか、「先生、ミュートにしてね」とかいう声の子供たちからありました。

ただ、私も3日目に、教育長にも一緒に行っていただいていたんですけども、やはり先生方もかなり、授業する人とパソコンを操作する先生と2人ペアで授業を行うということで、子供たちもとてもいい表情をして授業を受けていたなという印象を受けたところでございます。

続きまして、市場小学校です。

市場小学校につきましては、やはり7月9日に児童の感染が確認されました。これにつきましても、家庭内での感染ということでございます。

対応は、二宮小のときと同じように対応したんですけども、二宮小のときよりも長い臨時休業を設定させていただきました。これにつきましては、市場小児童はバスで通学をしている児童もいるので、濃厚接触者の特定とか、その辺のところの時間を要するだろうというところがございましたので、7月10日から7月17日、今週の金曜日までの1週間ということで臨時休業を設定させていただきました。

ただ、その発表させていただいたときには、今後、期間を変更することもありますという条件をつけさせていただいて、早めにPCR等、消毒が終われば、前倒しで学校の再開も考えておったんですけども、1人、別の児童も陽性が分かったというところがありましたので、予定どおり今週1週間の臨時休業ということであります。

この児童が体操クラブにも通っていたということで、体操クラブに通っていた子供もPCRを受けましたが、それは他の学校ですけれども、それについては全て陰性であったということの結果が出ているところであります。

市場小につきましても、今週の火曜日からオンライン授業を行っている状況で、現段階では、予定どおり来週の月曜日から学校を再開するという予定であります。

報告は以上でございます。

【教育長】

消毒は昨日だったんですか。

【学校教育部長】

はい。

【教育長】

ほかに何か。

【鳥海委員】

関連してですけれども、子どものデータというのが、コロナに関しては本当に少ないんですね。なので、恐れるのは子ども、子どもの感染が第一で、ここしばらくの間注意しなければいけないわけですけど、市場小に関しては、1人目の方と2人目の方と別ルートなんだろうなと思うのが妥当だと思うんですね。

それで、まるで無症状でも確かに人にうつすことは知られているんですけども、ウイルスをもらってから人にうつすぐらいまで、ウイルスが増えるのにどれぐらい時間がかかるんだろうかということを経験すると、大人のパターンでいきますと、恐らくウイルスがある程度増えるときに発症なんだと思うんですね。

やっぱり、発症よりも直前ぐらいに感染能力を有するという、そういったことは知られていて、早いと発症2日前ぐらいには、人にうつしてから、うつす能力を有してから症状が出て、医療機関に行くということが大人であると言われていたんですが、子どもだから何日、大人だから何日ということはなく、症状の有無に限らず、ある程度ウイルスが体の中で増えないと人様にうつせないだろうと思うんです。なので、このウイルスは、ある程度サイレントな部分があるので、ウイルスが増えないと人にうつさないということを経験すると、実は来週あたりなんですよね。その子がもしお友達にうつしている可能性があったんじゃないかというふうになると、本来注意しなきゃいけないのは、医学的にはその辺です。1回PCRをやったから、ああよかったというものでもなくて、例えば子どもは症状が出にくいですから、なぜか、切りがないから1回のPCRでよかったことにしてしまうというのが、日本らしいやり方なんですけれども、医学的には好ましくないんですね。

とにかく、今までよりも本当に小さな症状の変化出現に注意をしなければいけないのが来週なんだということを経験していただきたいなというのが1つです。

あと、教育長に先ほどお話ししたんですが、保健体育課からそれぞれの学校の先生に言ってほしいことなんですけれども、学校内で広めないためにも大切なことは何かというと、一番危ないのが給食の後なんですよね。つまり、唾液で感染するわけですから、口の周りをさわった手が一番危険なんです。みんな、食べる前に手を洗おうとか、マスクしておいて、何かさわる前には手を洗おうというのは、もうマスクでもみんなが言うことなんですけれども、できれば箸が一番なんですけれども、給食はパンが出るじゃないですか。パンを箸で食う人はいないので、手で物を食べた後の手ですね。

世界中、食べる前は気にしても、みんな食べた後の手ってあんまり気にしないんです。下手すると、食べる前の手は気にしないというおらかな方たちがたくさんいらっしゃいますけど、食べた後の手が人から人にうつすんですね。食べた後が一番楽しい昼休みじゃないですか。だから、ここで友達に触れないなんてあり得ないです。

ですから、消毒が、高温の蒸気が出る汚れ落としのような、よく通販とかで売っているやつですね。ああいったもので蛇口から何から、子どもたちがさわるところを一斉にやれば翌日に残らないで、一番いいと思っているんです。

それと、一番注意して消毒しなければいけないのは、昼休みに、食べた後の子どもがさわりそうなところです。その辺はもう一回、意識し直してほしいなと思います。

【教育長】

ありがとうございます。

もうパンじゃなくて米飯給食に、お箸で食べるというのがいいのかもしれないなど、今話を聞いていて思いました。

ほかに何か。

【小島委員】

オンラインの授業はどんな感じだったのか。先ほど2人1組で、操作する人と授業する人がいたという話があったんですけども、どういう形でやったのか、各学校一斉にやったのか、その場合どういう組み合わせでやっていたのか、一日中やっていたのか、そういった部分について、お願いします。

【学校教育部長】

授業者はカメラに向かってしゃべってしまっていて、パソコンを子供の画面、先生が見たい子の画面に切り替えたりする作業をする先生がいて、6年生しかオンライン授業をしていませんので、他の学年の先生が補助として操作をしたということです。

あと、30分の授業を、途中休憩を入れまして、朝の会をやって休憩、30分の授業やって休憩、30分で休憩、30分といったように、いわゆる30分の授業を3時間ということで、各学級ごとに時間割を組んで行ったということで、最初、二宮小でスタートしたときは、校長先生は学年一斉に授業を行おうと考えたらしいんですが、担任の先生がクラスごとに行いたいという希望が強かったので、クラスごとに時間割を組んで行ったということです。

私も初めて、実際に生で見たんですけど、画面には子供全部の顔が映ってしまっていて、子供も後ろの背景をいろいろ変えられたりするので、子供によってはそういう工夫をしていましたし、中には保護者が途中、心配で顔を出していました。

【教育長】

よろしいですか。

【小島委員】

今後も、オンラインでの授業が出てくるとは思うので、この最初の事例がどんな感じで行われたかということは、すぐにでも各校で共有できるようにしておいて、現場の先生方も具体的なイメージを持てるようにしていただきたいのと、保護者側がどの程度協

力しないとできないことだったのかという部分が気になるところで、その辺について保護者から何か聞いたことがあるようだったら、追々報告していただければと思います。今の時点で分かっていることがあれば教えていただきたいです。

【学校教育部長】

オンラインをやる前に1日、家庭とのつながりのチェックを保護者をお願いしまして、授業をやる前に通信状況とか、そういうものを1回チェックをした上で授業に入っています。

市場小の先生たちも、休業が決まりまして、二宮小の最後の金曜日の授業を実際に見たいということで、二宮小に見に来て、こうやってやればいいんだというノウハウを見た上で、実際に今週スタートしたといったことで、市場小も今日もやっていたけど、かなり日々進歩しているなど感じたところであります。

【鎌田委員】

先ほど陳情のところ、Z o o mなどを利用してということだと思わすけれども、無料の範囲でということなんでしょうか、それとも何か特別の契約という、そこら辺で大分使用勝手も違って来るし、途中で切れたり、電波の状況で不安定になったりなんていうことが心配というのが一つです。

あとは、一日中オンラインでやっていると、私も体験上そうなんですけど、やるほうは先生がばらばらで、例えばオペレーターと2人セットかもしれないけど、聞く身のほうはずっと、クラス単位だと気が抜けない部分があるんですね。そういったところでどういう負荷がかかっているかということも気遣ってやるといいのかなと思いました。よろしくをお願いします。

【総合教育センター所長】

今の委員からご質問ありましたZ o o mの有料、無料の件についてご説明いたします。各学校に有料のZ o o mのアカウントを1つお配りしています。各学校にメールアドレスが5つありまして、そのメールアドレスを4つ使用し、無料のアカウントを取っていただきまして、ですから、市場小学校も二宮小学校も3クラスが同時に、30分で切れるような状況がありますけども、実施している状況でございます。

以上、Z o o mの説明でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【鎌田委員】

はい。

【教育長】

ほかにございますか。よろしいですか。

【社会教育課長】

本日、「令和2年度に策定予定の市政に係る重要な計画の策定期間の延長について」という、A4横の資料をお配りさせていただいております。ご覧ください。

そちらの10番、11番、12番になりますけれども、社会教育課所管の第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画、11番の生涯スポーツ課所管の第二次船橋市生涯スポーツ推進計画、そしてナンバー12、西図書館所管の第二次船橋市図書館サービス推進計画につきましては、令和3年4月の施行を目途に策定事務を進めてまいりましたが、計画策定に当たって、新型コロナウイルスの影響を踏まえる必要があること、また、上位計画であります第3次船橋市総合計画の策定期間も延期され、施策等の整合を図る必要もあることから、基本的に策定期間を1年延期し、令和4年4月施行とすることが政策会議にて決定されました。

これに伴い、各現行計画の計画期間も1年間延長する予定としております。

報告は以上となります。

【教育長】

はい、ありがとうございます。

ほかに、報告ある方いらっしゃいますでしょうか。

【生涯学習部長】

お手元に資料はないんですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で中止等になりました事業についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、青少年センターが毎年主催して、不登校の子たちに集まって体験をしていただいております一宮のふれあいキャンプという事業がございます。毎年8月の末に行っておりまして、今年度は8月20日から計画をしてございましたけれども、こちらについては今般の状況でなかなか難しいということで、11月頃に延期してでもできないかということを探ってまいりました。

しかしながら、ここに来て、またコロナの感染者が依然として増加傾向にあること、そして移動や大人数で寝食を伴う行事であること、また、大学生のアシスタントの確保が難しいことなどを考えまして、今年度については中止をするということを決めたところでございます。

続きまして、生涯スポーツ課関連でございます。

生涯スポーツ課関連では、11月8日に予定していました市民マラソン大会、それから1月10日に予定しておりました市民駅伝競走大会、そして2月6日に予定しておりました小学生女子駅伝競走大会という、この3つのマラソンや駅伝の大会、大きなものがございます。

これも毎年、市内の多くの方々に参加をしていただいていた催している事業でございますけれども、今年度につきましては、日本陸上競技連盟から示されましたガイドランスという、ガイドラインのようなものがあるんですけども、こちらに照らして検討をしてみましたところ、まず、スタートやゴール地点の中継所において3密を避けるのが難しいということ、そしてこのガイドランスの中では、重症化しやすい65歳以上の方を競技役員には原則として委嘱しないようにというふうに書いてあるんですけども、私どもボランティアや競技役員で手伝ってくださる方々というのが、ほぼみんな65歳以上ということがございまして、そうした中では実現が難しいだろうということで、今年度はこの3事業とも中止ということを決断させていただきました。

続きまして、文化課関係でございます。

文化課関係では、まず10月1日から市民ギャラリーで開催を予定していました生け花展という事業がございます。こちらにつきましては、準備の植え込みのときに3密を避けられないことと、市の華道連盟の役員さんや会員さんの皆さん高齢の方が多くて、感染への不安を訴える会員さんが多いということで、会のほうでもこれは開催を見送るということを決断いたしましたところでございます。

続いて、10月18日に今年予定しておりました「ふなばしミュージックストリート」という、駅前を中心として、まちなかでいろんな音楽を奏でる、好評いただいているイベントがございますけれども、これにつきましては当初は屋外の会場での開催だけは行おうという形で、実行委員会が準備を進めていたんですけども、今回の状況から、やはり難しいのではないかとということで、集客してのイベントは今年度は見送りをいたしまして、無観客ライブの動画配信を中心としたウェブ上での音楽イベントという形で実施をするというように、方向転換をさせていただいたところでございます。

それから、10月30日から、これも市民ギャラリーで開催を予定しておりました美術関連の展覧会で、市展というものがございます。こちらにも本当に多くの皆様が、洋画、日本画、彫塑、書道、様々なものを出品していただいている伝統のあるイベントなんですけれども、こちらの搬入搬出作業や展示審査のときに3密が避けられないということと、業界団体から出ておりますガイドラインに沿った要項での実施をするためには、周知等の時間が足りないということで、今年度については集客しての開催は見送りをさせていただきます。

ただし、ウェブ上で応募作品を公開するような形での展覧会、ウェブ上の展覧会は計画してまいりたいということでございます。

最後になります。長くて申し訳ございません。

2月2日に船橋アリーナで開催を予定しておりました千人の音楽祭でございます。皆様方にも毎年見に来ていただいて、本当にありがとうございます。

こちらにつきましては、児童・生徒を含めて4,000人以上があのアリーナの空間に集まって、飛沫の飛ぶような合唱とか吹奏楽の演奏とかを行う事業でございますので、これはリアルで行うのは難しいということで開催は見送らせていただきます。

ただ、こちらについても、実行委員会の中では、各学校の子どもたちに、卒業する子どももおりますので、何か音楽活動をしてきた思い出となるようなものを残してあげたいと、そういった意見が多数出ておりますので、今、何ができるかということを実行委員会で模索しているところでございます。例えば、各校の練習風景を撮影して、1本の映像作品にまとめて上映したり、ケーブルテレビで放送するとか、何かそういったことができないかということで今、模索をしているところでございます。

以上でございます。

【教育長】

ほかに、何か報告ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

【鎌田委員】

先ほど計画の策定期限の延期の話があったんですけども、延期をするときに、令和4年4月の開始ということだと、コロナは収まっているのかもしれませんが、こういうようなコロナ禍を踏まえた施設とか行事の考え方とか、サービスの提供の考え方とか、密の考え方とか、いろんなものが加わる可能性があるというようなこともあって延期という意味合いもあるんでしょうか。それともコロナが収まるのを待って、あとは同じということなのか、そこら辺について、特に生涯学習部に関わることで教えてください。

【社会教育課長】

新型コロナウイルスの影響というのが、やはり今後の生涯学習の内容や形式に対して変化があるものだというふうには考えておりますので、今後のWithコロナ、アフターコロナと言われる社会において、本格的に生涯学習を推進していくための施策等も盛り込んでいくということで、これからそういうところを考えていって、新しいものについてはつくり込んでいきたいというふうに思っております。

【鎌田委員】

そうすると、一番上位計画である総合計画自体にその辺の位置づけがされるということによろしいのでしょうか。

【社会教育課長】

そのように考えております。

【教育長】

ほかに、何かご質問ありますか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第40号から議案第41号、報告事項（4）から報告事項（8）の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

（傍聴人 退場）

【教育長】

それでは、議案第40号について、学務課、説明願います。

議案第40号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第41号について、生涯スポーツ課、説明願います。

議案第41号「船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（4）について、教育総務課、報告願います

【教育総務課長】

それでは、報告事項（4）、令和2年第3回船橋市議会定例会への提出予定の議案についてご説明いたします。

資料は、別冊1の7ページをご覧ください。

今般、国の第2次補正予算により、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る消耗品や備品などの整備に活用できる国庫補助事業が創設され、その実施要領が示されました。

具体的には、学校規模や地域の感染状況に応じた事業費といたしまして、購入可能限度額が設定されたことにより、その範囲内で各学校の感染症対策等に係る物品等の整備が可能となり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に購入などをした経費が対象となります。

先ほど報告事項（1）で触れましたが、給食調理員の熱中症対策として全校に配置す

るスポットクーラーについてもこの補助金を活用できます。

現在、教育委員会内の各所管課において必要経費等について精査し、補正予算等で対応することも併せて財政担当課と協議中でございます。

令和2年第3回船橋市議会定例会に補正予算として計上される場合には、次回の定例会の議案として改めてご説明させていただきます。

ご報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ありますか。

続きまして、報告事項（5）について、施設課、報告願います。

【施設課長】

それでは、施設課から、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

トイレ改修につきましては、国が推進する防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の国土強靱化関連事業として、昨年度9月補正予算及び令和2年度当初予算をもって、全てのトイレの改修について予算化をしたところでございます。

現在は、令和元年度9月補正予算分について契約を済ませ、今年度中に完了するよう進めているところでございます。

また、令和2年度当初予算分につきましては、令和3年1月頃から順次工事を開始し、令和3年度中に完了する予定であり、今年度中には完了しないことから、繰越明許費の補正をすることについて、財政課と協議しているところでございます。

なお、工事全体としては、特に遅れもなく順調に進んでいるところでございます。

以上です。

【教育長】

続きまして、報告事項（6）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告事項（6）、船橋市立塚田南小学校の校歌について説明をさせていただきます。

資料は、別冊3の1ページをご覧ください。

令和元年7月18日以降、教育委員会会議において報告させていただいたように、来年度令和3年4月に開校予定とする船橋市立塚田南小学校の校歌を制作いたしました。

校歌制作に当たり、塚田南小学校通学予定児童と関連校として市場小・行田東小・塚田小・船橋小・海神小・八栄小の職員を対象とし、令和元年12月2日から12月13日までアンケートを実施しました。

校歌に使用したい言葉やイメージを1人につき3単語まで募集したところ、109件

の応募があり、このアンケート結果を基に、船橋市音楽専科2名が制作に当たりました。

完成した楽曲は、塚田地区連合自治会役員や関連校長、関連校長が推薦する方に既に確認をしていただいております。

それでは、これから校歌を実際に再生したいと思います。楽譜は3ページから7ページとなります。

(校歌再生)

【学務課長】

校歌に関する報告は以上となります。ありがとうございました。

【教育長】

中嶋深雪先生は今、海神小の校長で、伊井さんが今、指導主事なんですけど、2人の名前は一生残りますので、よかったです。

それでは、続きまして、報告事項(7)について、保健体育課、報告願います。

【児童生徒防犯安全対策室長】

それでは、私のほうからは、報告事項(7)、こちらのほうですね、警報等発令時の学校対応表についてご説明させていただきます。

資料については、別冊3、9ページから11ページになります。9ページをお開きください。

今回作成いたしました目的といたしましては、昨年の9月からの台風15号、19号、21号に伴う災害、また、今年もですね、九州地方をはじめとする西日本での豪雨災害など気象災害から児童・生徒、教職員の安全を図る必要がございます。

また、台風や大雨などのときには、保護者の皆様におかれましては、子どもが家を行ってきませんと行って学校に行き、ただいまと言って家に帰ってくる、その子どもの声を聞くまで心配でたまらないと思います。

昨年の定例会におきましても各議員から、台風時の対応としてある程度のガイドラインが必要ではないかとの質問が出されました。

今回ご報告させていただきます警報等発令時の学校対応表と気象警報発令時の学校対応については、校長会からもご意見をいただきながら作成したものでございます。

今までも災害時における休校や、登下校の時間の変更につきましては、校長が児童・生徒、地域等の実情を考慮して判断し、可能な限り中学校区を主としまして、近隣学校間で相談しながら対応しておりました。

今回の案でも、児童・生徒、教職員の安全を第一に、そして保護者の方々に安心していただけるように、分かりやすくするため、登校前の在宅時、学校にいる在校時、そし

て下校時と分けて作成しております。

台風や大雨などの災害時にどのように行動するべきかの共通理解を得るため、また、児童・生徒、保護者、教職員に対して情報の伝達方法を明確化することで混乱を回避して、気象警報に対応した行動をあらかじめ周知しておくことで適切な行動や対応が取りやすくなるものと考えております。

具体的には、気象庁から発表されます警報で判断いたします。

左側ですね、こちらのほうに船橋市、千葉県北西部と書いてありますが、警報が発表された場合に、市立小・中学校、こちらが共通して臨時休業などの対応を行います。

数十年に一度のような大雨、暴風などが予想される場合に出されます特別警報、それから大雨などの重大な土砂災害または浸水害、こちらが発生するおそれがあると予想されたときに発表されます警報を基にいたします。

ページの真ん中の欄ですね、右側に「家庭（児童・生徒）の対応」とありますが、こちらの欄をご覧ください。朝6時の時点で警報が発表されていたら、自宅に待機していただきます。

その左側ですね、こちらにあります特別警報、それから暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、大雨警報、洪水警報が発表されている場合、こちらの場合になります。その場合、右側の、ちょっと戻りますが、「家庭の対応」のところに書いてありますが、6時の段階で警報が出ていましたら自宅待機、7時の段階で警報が継続されている場合、この場合においては、市内の市立小学校・中学校は臨時休校ですね、休業になります。この部分が今までない、今回大きな決定事案と考えております。

7時の段階で警報が解除となった場合におきましては通常登校と、通常どおりというふうに記載してあります。

この対応に沿って、保護者が判断いたします。前日などに悪天候が予想される場合、学校が保護者に対して周知をすることで混乱を回避できるものと考えており、当日のメールの配信においては、メール配信は行いません。また、保護者の判断で遅刻や欠席とした場合でも欠席とはなりません。

なお、真ん中の段になりますが、対応欄の括弧書き、ただし書がございますが、こちらの「ただし、学校の状況によっては校長の判断で、対応する。対応はメール配信する」とあります。

船橋市の場合、南北に長い、また、海に面している地域もございます。それぞれの地域ごとに状況が変わってくることとなりますので、学区の状況によっては校長の判断で対応することとさせていただきます。

注意報についての対応ですが、左側の気象庁予報欄、ちょうど警報の下になりますが、こちらのほうに雷注意報と竜巻注意情報、こちらを別出しにさせていただいております。局地的な面、それから被害の大きさ、これを考えますと、その他の注意報と別に記載させていただきました。その他の注意報につきましては、通常登校となります。

続きまして、在校時、下校時についてですが、今までと同様の対応と考えております。一番下の段にあります給食についての欄にございますように、休業となった場合、食材が既に発注しております、納品されている食材もありますことから給食費の返還はないです。また、食材が整わない場合もございますので、提示した献立と変わる可能性があることも記載させていただきました。

表のほうにはございませんが、特別支援学校、それから市立船橋高校につきましては、今回お示しました市立小学校、中学校と状況が異なりますことから、今回お示した対応表を基に、それぞれ作成していただくこととなっております。

次のページの10ページ、11ページになりますが、これは今、ご説明、ご報告させていただきました内容の説明となっております。

説明は以上となります。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項、最後になります、(8)について、青少年課、報告願います。

報告事項(8)「一宮少年自然の家指定管理者募集要項の変更点等について」は、青少年課長から報告があった。

【教育長】

それでは、本日を予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時20分閉会

令和2年7月16日